

育成会会則

日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区

杉並第 12 団

第 1 条（名称）

本会は日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区杉並第 12 団育成会と称する。

第 2 条（目的及び事業）

本会は、ボーイスカウト日本連盟教育規程による育成会の精神に準じ、杉並第 12 団の健全なる育成と発展に協力し、これを支援することを目的とする。

本会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 各隊の訓練、活動に必要な施設や用具を備える。
- (2) 各隊訓育のための経費を作る。
- (3) その他、目的達成のために必要な事業

第 3 条（事務局）

本会の事務局を育成会役員宅に置くこととする。

第 4 条（会員）

本会の会員は正会員・特別会員・賛助会員・OB 会員をもって組織する。

- (1) 正会員 杉並第 12 団に所属する隊員の保護者
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同し、継続して後援する者（個人又は法人）
- (3) 賛助会員 杉並第 12 団に所属する団委員及び各隊指導者で、隊員の保護者でない者
- (4) OB 会員 以前に杉並第 12 団に所属していたスカウト及びリーダーで、入会を希望する者（いずれはスカウトクラブとして組織する）

第 5 条（会議）

- (1) 総会は本会最高の協議機関であり、毎年原則として 5 月に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

招集は育成会長がこれを行ない、議決は委任状も含め、正会員・賛助会員の過半数の同意による。

- (2) 総会は以下の事項について議決するものとする。

1. 団規約並びに細則の変更
2. 事業報告及び収支決算
3. 事業計画及び収支計画
4. 育成会役員及び団委員の選任
5. その他の事項

- (3) 役員会は総会から総会までの運営機関であり、必要に応じて開催し、第 6 条に定める役員で構成される。

第 6 条（役員）

(1) 本会に以下の役員を置く。

1. 名誉会長 1名 本会を代表する。
2. 会長 1名 会務を統理し、本会を代表する。
3. 会長代行 1名 会長職務を代行し、副会長が兼務する。
4. 副会長 2名 会長を補佐する。
5. 会計委員 2名 本会の経理を担当する。
6. 役員 若干名 本会の運営を円滑に行ない、団と連絡協議を行なう。
7. 監査委員 2名 本会の会計監査を行なう。

本会の会長は総会に於いて選任し、監査委員の選出もこれに準ずる。

本会の役員は総会に於いて会員の互選により選任する。

会長代行以下の役員は会長が委嘱する。

- (2) 役員には会長、会長代行、副会長、他よりなる常任役員と隊員の保護者代表よりなる役員を置く。
- (3) 会長は必要に応じて役員会を開催することができる。
- (4) 役員会は会長もしくは会長代行・副会長が議長となり、出席役員の過半数により議決される。

第7条（相談役）

本会に相談役を若干名置くことができる。相談役は会長がこれを委嘱し、本会の目的を達成するための必要事項について、会長の諮問に応ずるものとする。

第8条（役員の任期）

常任役員の任期は2ヶ年、役員の任期は1ヶ年とし、再任、重任を妨げない。

第9条（経費）

- (1) 本会の事業遂行に要する経費は、会費（正会員・特別会員・賛助会員・OB会員）、寄付金、事業益金、その他の収入をもってこれを支弁する。
- (2) 本会の会費の額は総会に於いて決定される。

第10条（入団金）

入団したスカウトの保護者は入団金を納入する。

入団金はその後の上進によって再徴収されることはない。

納入された入団金は、移籍、退団、その他如何なる理由があっても返還しない。

入団金は15,000円とする。

第11条（育成会費）

- (1) 入団したスカウトの保護者は、毎年育成会費を納入する。

育成会費は基本育成会費と登録料の合計額とする。

- (2) 基本育成会費は9,000円とする。
- (3) 登録料は実費の5,800円とし、登録料改定の場合には変更する。
- (4) 一家庭のスカウトが複数名の場合、基本育成会費は1名分のみとする。
- (5) 一家庭にスカウトのほか、リーダー、団委員がいる場合、一家庭の基本育成会費は1名分のみとし、リーダー、団委員の登

録料は1名あたり9,000円とする。

(6) 年度途中の入団者の基本育成会費は、4～7月は9,000円、8～11月は6,000円、12月以降は3,000円とする。

(7) スカウトが休隊中の場合、基本育成会費は0円とし、登録料相当分として5,800円納入するものとする。

年度途中で復隊した場合の基本育成会費は、4～7月は9,000円、8～11月は6,000円、12月以降は3,000円とする。

(8) 年度途中で退会した場合等、納入された登録料は返還されない。

基本育成会費は原則として返還されないが、返還要求があった場合は役員会に於いて協議の上、決定する。

第12条（賛助会費）

賛助会員は、加盟登録費用として毎年賛助会費9,000円を納入する。

賛助会員が1家庭2名以上で、同居者減免登録する場合、1名は7,800円とする。

第13条（特別会員）

特別会員は、毎年特別会費を納入する。

特別会費は1口10,000円とする。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は原則として4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第15条（慶弔規程）

(1) 慶に関して

結婚祝いその他については、その都度役員会で協議する。

(2) 弔に関して

死亡の場合は香典を下記の通りとする。

1. 各隊のスカウト本人の場合……………10,000円
2. 各隊のスカウトの両親の場合……………10,000円
3. 各隊のスカウトの同居する家族の場合… 5,000円
4. 各隊リーダー本人の場合……………10,000円
5. 団・育成会各委員本人の場合……………10,000円
6. 各役員・リーダーの同居する家族の場合… 5,000円

(3) 病氣見舞いに関して

スカウト本人、リーダー本人について

2週間以上入院した場合…………… 5,000円

その他、必要により協議するものとする。

第16条

本会則に定めなき事項については、役員会にはかり、決することができる。

第17条

本会則の改正及び廃止は、総会に於いて議決するものとする。

< 附 則 >

本会則は 昭和55年 4月 1日より施行する
昭和57年 2月 7日一部改正
昭和58年 2月 6日一部改正
昭和62年 2月 1日一部改正
平成 2年 2月 4日一部改正
平成 9年 9月28日一部改正
平成17年10月 9日一部改正
平成22年10月 3日一部改正
平成26年10月 5日一部改正
平成27年10月 4日一部改正
平成30年11月25日一部改正